

越谷市街づくり協調会会則

第1章 総 則

(目的)

第1条 誇りを持てるわがまち、ふるさと越谷をめざし、越谷市が掲げる「人にやさしく自然と調和した秩序ある美しいまちづくり」を実現するために、民間サイドからこれを推進することを目的とする。

(基本方針)

第2条 越谷市は都市計画マスタープランにおいて創造的まちづくりを掲げております。このなかでの市民と企業と行政との三者協働のまちづくりにおいて、企業サイドから官民協力した街づくりを推進することを活動指針とする。さらには、本会の活動を通して人材の育成を行い、ひいては、地域経済の活性化に寄与するものとする。

(名称)

第3条 本会は越谷市街づくり協調会（略称を「協調会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務局を越谷市商工会に置く。

第2章 会 員

(会員資格)

第5条 越谷市に在住する個人、あるいは越谷市に事業所がある法人、又は越谷市で活動している法人を中心に下記の会員で構成する。

- (1) 正会員（個人及び法人）
- (2) 特別会員（埼玉県及び越谷市の行政職員）
- (3) 賛助会員（元正会員）

尚、賛助会員とは元正会員で定期的に参加できないが引続き当会に席を置きたいものを言い、いつでも正会員に復帰できるものとする。

(入会)

第6条 本会に新たに入会するものは、会長宛に会員の紹介状と入会申込書を提出し、受理された後入会できる。

2 会計年度の中途から入会するものは、月割りで会費を納付すること。

(退会)

第7条 本会を退会するものは、会長に退会の申し出ををし、受理された後退会できる。

(除名)

第8条 会長は、本会の会員として相応しくないと認められた会員を、理事会で過半数の承認をとり、本会を除名することができる。

第3章 会 費

(年会費)

第9条 本会を運営するために、正会員は年額8万円也を賛助会員は年額1万円也を年度初めに全納する。

(特別会費)

第10条 本会を運営するために必要な特別会費を、年会費以外に徴収することができる。

(参加費)

第11条 正会員及びその代理人以外の参加者及賛助会員は、その都度実費を負担する。

(会費の不返還)

第12条 会員が本会を退会及び除名された場合には、既に受領済みの会費は返還しないものとする。

第4章 役 員

(役員の定数)

第13条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 5 監事は、理事を兼ねることはできない。

(会長の職務)

第14条 会長は本会を代表し、業務を統括する。

(副会長の職務)

第15条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

(理事の職務)

第16条 理事は理事会を構成し、本会の業務を執行する。また例会において、進行役、書記を分担する。

(監事の職務)

第17条 監事は、理事の業務執行の状況及び当会の会計状況を監査する。

- 2 監事は、前項の監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べる
- こと。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任することができる。
- 3 会長の任期は、理事として在任する期間とする。

第5章 総会

(総会の種類)

第19条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 会則の改正
- (3) 役員を選任
- (4) その他、当会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上のものから、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(総会の召集)

第23条 総会は会長が召集する。

- 2 会長は前条第2項第2号の場合には、請求があった日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議決は、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員数
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選任された 議事録署名人 2 人が署名、押印する。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 29 条 理事会は次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 30 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の 3 分の 1 以上のものから、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(理事会の召集)

第 31 条 理事会は会長が召集する。

- 2 会長は前条 (2) の場合には、請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 33 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第 35 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印する。

第7章 会計

(会計年度)

第 36 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(事業計画及び予算)

第 37 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

- 2 予算作成後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告書及び決算に関する書類は、毎会計年度終了後速やかに会長が作成し、監事の監査

を受け、総会の議決を得なければならない。

2 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 39 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 8 章 活 動

(定例会)

第 40 条 原則として、毎月一度開催し、本会の目的に沿った活動を行う。

(研究部会)

第 41 条 会長は必要に応じて理事会の承認をえたのち、研究部会を設置することができる。また、研究成果を基に会員相互で商取引を行ってもよいが、当会は一切責任を負わない。

(全員参加)

第 42 条 本会は、本音で語る場とし、実態に即した情報を提供すると共に、会員は積極的に発言をし、参加意識を高めること。

(遵守事項)

第 43 条 本会は非営利活動団体であるので、会員は下記の事項を遵守すること。

(1) 本会で知り得た情報及び人間関係を、企業利益のために、行政との交渉に持ち込まないこと。

(2) 本会を通して会員相互間に利害関係が生じても、本会の責任にしないこと。

(3) 会員はそれぞれの立場をわきまえて節度ある言動を心がけること。

(業務委託)

第 44 条 本会の活動を支援するため、事業計画の立案、定例会の企画等の業務を委託することができる。この委託業務内容及び業務報酬に関しては、理事会で承認を取り、会長が委託する。

第 9 章 その他

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(解散)

第 46 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 正会員の欠亡

(3) 合併

(4) 破産

2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(合併)

第 47 条 本会が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(施行細則)

第 48 条 この会則の施行についての細則は、理事会において定める。

平成 11 年 6 月 25 日施行

平成 18 年 4 月 20 日改正

平成 19 年 4 月 20 日改正

越谷市街づくり協調会 役員《会員》名簿

平成 19 年 4 月 1 日

No.	役 職	事 業 所 名	氏 名	所 在 地	電 話	F A X
1	会 長	(株)ガイア住環境技術研究所	若 色 欣 爾	越谷市南越谷 3-9-19	048-966-8015	048-966-7066
2	副 会 長	(株)中央住宅	佐 藤 公 義	越谷市南越谷 1-21-2	048-989-5978	048-989-9178
3	理 事	(株)クローバーホーム	野 口 久 司	越谷市赤山本町 2-15	048-966-9680	048-966-9668
4	〃	トボス住宅販売(株)	上 野 博	越谷市東大沢 3-27-5	048-974-5555	048-974-6900
5	〃	(株)中央住宅	品 川 典 久	越谷市南越谷 1-21-2	048-987-3888	048-987-8130
6	〃	(株)システムホーム	伊 藤 和 彦	越谷市南越谷 4-17-15	048-961-7771	048-961-7770
7	監 事	(株)マルヨシ	小 山 哲 央	越谷市大沢 3-20-2	048-970-0021	048-970-0031
8	正 会 員	(株)小野田商店	村 田 修	越谷市南越谷 1-2924	048-986-1245	048-986-6583
9	〃	(株)博 進	山 口 博 章	越谷市赤山町 1-241	048-965-8977	048-963-8030
10	〃	司法書士 竹内事務所	竹 内 啓 修	越谷市東越谷 9-53	048-963-6055	048-963-6077
11	〃	大和建设(株)	長 峰 一 英	越谷市袋山 1361-16	048-976-8331	048-976-8336
12	〃	(株)マルミハウジング	佐々木実喜雄	越谷市蒲生茜町 4-6	048-985-0402	048-989-0102
13	〃	中央グリーン開発(株)	瀧 口 裕 一	越谷市南越谷 1-2905-3	048-990-8010	048-990-8013
14	〃	東邦建物(株)	齋 藤 順 彦	越谷市東越谷 8-94-1	048-962-9000	048-963-3330
15	〃	ポラスグランテック(株)	磯 谷 長 男	越谷市南越谷 5-24-6	048-989-9211	048-989-2267
16	〃	高宮商事(株)	高 橋 忠 克	越谷市上間久里 398-3	048-978-9181	048-978-9182
17	賛 助 会 員	(株)ハウジングジャパン	加 藤 愼 之	越谷市弥栄町 1-172-36	048-979-6700	048-977-3188
18	〃	共生建設(株)	村 上 正 春	越谷市東越谷 1-1-1	048-966-3431	048-965-2138
19	〃	ポラストウン開発(株)	篠 崎 貴 史	蕨市中央 1-35-14	048-434-5555	048-434-5550
20	事 務 局	越谷市商工会	木 村 昌 文	越谷市中町 7-17	048-966-6111	048-965-4445

【あとがきにかえて】

この記念誌は当会の創立20周年の記念事業として制作しました。記念事業としてあえて記念誌の制作にこだわったのは、20年という年月が当会の活動にもマンネリと惰性をもたらし、活力を失いかけているからです。当会が新たな目標を持ち、その活動を再び輝かせるためには新たな羅針盤が必要と考えました。

20周年目の平成18年度を新たな目標をさがす年とし「景観や住環境に配慮した美しい街づくりにおける事業者の役割」のテーマで活動しました。まさに今、安倍内閣が掲げる政権構想「美しい国、日本」が話題になっておりますが「美しい街づくり」は非常に抽象的で難しいテーマでした。

しかし、この記念誌の制作を機に、今まで当会に関わりのある埼玉県及び越谷市の方々にご意見やご指導をいただき、新たに見えてきたものがあります。例えば景観緑三法制定に伴い「景観とは何か」を再び学び直す機会が得られたからです。

本誌の副題にあります「景観十年、風景百年、風土千年」という言葉も、涌井史郎氏の寄稿文から佐々木綱の風土工学、和辻哲郎の風土まで勉強させていただきました。景観という言葉も明治期に三好学が生み出したもので、Landscape より Mindscape に近いものであることがわかりました。さらに、黒川紀章の共生(ともいき)の思想、吉田桂二の「和は環境共棲の美学」、さらには谷崎潤一郎の「陰翳礼賛」まで日本の美意識と建築との関わり等を読みとき、和の住まい方にこそ、美しい街の実現と、環境に配慮した住まい方とが両立できるヒントがあるのではないかと、気づきました。

しかしながら、現在のまちづくりは、「安全で安心なまちづくり」がまず優先されており、「美しい街づくり」はこの次のテーマになると思われます。長期的な展望に立つと美しい街づくりはこれらを包含したものであり、今後の活動テーマとして適切なものと考えております。さらに、環境に配慮した街づくりには温故知新の考え方が大切であり、地域の気候・風土ぬきに語れないと思います。最後に涌井史郎氏が「景観十年、風景百年、風土千年」を経文のように唱えている理由を挙げ、本誌のあとがきとします。

風土は視覚化されたものでなく、風景になるとうつろな見え方となり、景観になるとハッキリ見えてくる。景観が地域遺伝子「らしさ」を受け継ぎながら、併せて今という時代を視覚に表現するものとするならば景観の本質的な意味が理解しやすい。もし仮に、風土・風景を受け継がない景観は人目は引くものの地域特性とは無縁の人為的な景となり、空間的にも歴史的にも漂流し、地域景観の混乱のもとになる。さらに、見える地域遺伝子「景観」によって誇りある郷土の再構築をしよう、と結んでいます。

編集委員 K. W.

越谷市街づくり協調会 20周年記念誌
2007年4月30日 発行

編・著 越谷市街づくり協調会「20周年記念誌」編集委員会

発行所 越谷市街づくり協調会

事務局：〒343-0817 埼玉県越谷市中町7-17(越谷市商工会内)
TEL. 048-966-6111